

停止線と指導停止線はここが違います

道路標示については、公安委員会の意思決定による交通規制を伴うものと、交通の安全と円滑を目的とした法定外表示があります。

停止線についても、規制を伴う停止線と法定外である指導停止線があります。

	停止線	指導停止線
目的	車両が停止する場合の位置を示すことにより、交通の安全と円滑を図る。	
設置場所	法令により停止することとされている横断歩道、一時停止、踏切、信号機の交通規制が行われている場所	法令による規制はなされていないが、団地内や三差路など、一時停止の交通規制までは必要ないが、停止して安全確認を行うことが好ましい場所
標示方法	白色の実線	白色の破線(通常3ブロック)
取締り	停止しなかった場合は取締りの対象となる。	停止しなかったとしても取締りの対象とはならない。
設置者	公安委員会	道路管理者

一時停止標識



【停止線(実線)】標識あり



【指導停止線(破線)】標識なし

停止線だけではなく、指導停止線においても停止して安全確認をお願いします。